明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕

○商標法第四条第一項第三号の規定に基づき、北欧特許機構の標章を指定した件（**経済産業**一二九）　二
○商標法第四条第一項第二号及び第五号の規定に基づき、アイスランド共和国の紋章等を指定した件（**同**一三〇）　三
○商標法第四条第一項第五号の規定に基づき、モルドバ共和国が用いる監督用及び証明用の記号を指定した件（**同**一三一）　七
○商標法第四条第一項第二号の規定に基づき、チェコ共和国の紋章を指定した件（**同**一三二）　一〇
○商標法第四条第一項第二号及び第五号の規定に基づき、大韓民国の記章等を指定した件（**同**一三三）　一二
○商標法第四条第一項第五号の規定に基づき、モロッコ王国が用いる監督用及び証明用の記号又は印章を指定した件（**同**一三四）　一三
○商標法第四条第一項第二号の規定に基づき、モザンビーク共和国の記章を指定した件（**同**一三五）　一三
○商標法第四条第一項第三号の規定に基づき、黒海・地中海及び（ジブラルタル海峡以西の）大西洋の接続水域の鯨類の保全に関する協定の標章を指定した件（**同**一三六）　一四
○商標法第四条第一項第三号の規定に基づき、アジア開発銀行の標章を指定した件（**同**一三七）　一五
○商標法第四条第一項第三号の規定に基づき、欧州鉄道機関の標章を指定した件（**同**一三八）　一五
○商標法第四条第一項第三号の規定に基づき、欧州域外国境業務協力管理機関の標章を指定した件（**同**一三九）　一六
○商標法第四条第一項第三号の規定に基づき、国際連合工業開発機関の標章を指定した件（**同**一四〇）　一七
○商標法第四条第一項第三号の規定に基づき、南米共同市場構造格差是正基金の標章を指定した件（**同**一四一）　一九
○商標法第四条第一項第五号の規定に基づき、チュニジア共和国が用いる監督用及び証明用の記号又は印章を指定した件（**同**一四二）　一九

〔**官庁報告**〕

公聴会
電波監理審議会の意見の聴取について（電波監理審議会）　一九

〔**公　告**〕

諸事項
官庁
適格機関投資家、押収物還付関係　三
裁判所
除権決定、破産、免責、再生関係　三
特殊法人等
独立行政法人都市再生機構、日本下水道事業団第三十六回下水道技術検定実施・第二十四回下水道管理技術認定試験実施、プログラムの著作物に係る登録、日本弁護士連合会懲戒の処分関係　九二
地方公共団体
教育職員免許状失効・失効の取消、行旅死亡人、無縁墳墓等改葬、公示送達関係　九四
会社その他
会社決算公告　九七
一〇一